

様式第 26 号の 2 (第 23 条の 3 関係)

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|--------------|------------------------|--------------|
| 商号又は名称 | 東海設備株式会社 | 代表者氏名 | 代表取締役 千頭和 裕生 |
| 主たる営業所の所在地 | 焼津市八楠 2-30-1 | | |
| 許可番号 | なし | 許可を受けて いる建設業の 種類 | _____ |

2 処分に関する事項

| | | | |
|-------|------------------------------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和 4 年 3 月 22 日 | 処分を行った者 | 静岡県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第 28 条第 3 項本文 (同条第 2 項第 2 号該当) | | |

処分の内容

建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する全ての営業

2 停止を命じる期間

令和 4 年 4 月 6 日から令和 4 年 4 月 8 日までの 3 日間

| | |
|--|--|
| 処分の原因となった事実 | 特定商取引に関する法律違反 |
| 東海設備株式会社は、令和元年 12 月 26 日に静岡県知事から特定商取引に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、訪問販売に関する業務の一部停止命令をうけた。 このことが、建設業法第 28 条第 2 項第 2 号に該当することから、同法第 28 条第 3 項に該当すると認められる。 | |
| その他参考となる事項 | 代表取締役に対して、令和 4 年 4 月 6 日から令和 4 年 4 月 8 日までの 3 日間、建設業法第 29 条の 4 に基づく営業禁止命令を行った。 |